

1 [設問1]

2
3 1. Bは、本件売買契約に基づき代金支払請求(民法(以下略)555
4 条)をしている。これに対し、AはBの引渡債務が履行不能
5 になったとして、履行拒絶(536条1項)をすることができる。

6 2. まず、Bの引渡債務は履行不能になったといえるか。

7 本件売買契約は、松茸に関するものであり、^{原則}種類物売買である。
8 もっとも、本件の場合には、当該松茸については、「債務者が物の給付
9 をするのに必要な行為を完了し」(401条2項)たものとして、特定
10 がなされているとはいえるか。

11 この「債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了した」と
12 いえるかは、当該目的物が他と明確に区別ができる状態に
13 なったことを要し、債務者が目的物を準備し、分離し、通知を
14 したことをいうと解する。

15 本件では、Bは収穫した松茸を倉庫に運び入れ準備を
16 している。また、引渡す松茸については、箱詰めをしていることが
17 他とも分離をしている。そして、準備を終えたこともAに電話
18 で通知している。

19 したがって、本件松茸は特定されているといえる。そのうえで、
20 特定物が滅失した際には、債務者は調達義務を負わず、
21 引渡債務は履行不能となる。

22 したがって、Aは履行拒絶の意思表示をしている。

23 3. これに対しは、AはBは、債権者Aの責めに帰すべき事由
(205)履行不能になったとして、Aの履行拒絶は認められない

と反論する事が考えられる(413条の2第2項, 536条2項前段)。

(1) 本件では、Bは松茸の準備ができて、これを取りに来るよう
Aに伝えていた。するやう、BはAに対して、履行の提供(493条
にたいし書)をしていた。そのにもかかわらず、Aはトラックを手配
できていなかったが故に、当日において、Bは松茸の引渡しが出来な
かたといえる。ゆえに、「債権者が…履行を受けることができてい
ない場合」に当る。

(2) これでは、松茸の滅失が「当事者双方の責めに帰ることが
できない事由」によるものといえるか。

本件では、BはCをして松茸の管理をさせていた。これ、特定
物の引渡しについては、債務者は善管理注意義務(400条)を負う。
そのうえで、Cは乙倉庫について簡易な施錠しかしていな
かたのために、松茸の盗難に遭っていたBは、同注意義務を果
たしていなかったようにも思える。

もっとも、当該松茸が盗難に遭った日においてまで、保管
していなければならなかったのは、トラックの手配がうまくいかず
受取りができていなかったAの行為に起因するものである。その
うえで、Aは受領遅滞に陥っていたとして、Bは当該松茸につ
いて、「自己の財産に対するのと同様の注意」(413条1項)をも
って保管をすれば足りるといえる。

本件では、BはCに対して施錠を徹底するよう伝えて
いたものの、Cは誤って簡易な施錠で済ませていた。しかし、
Cは一応の施錠をしていた以上、「自己の財産に対するのと同

の「注意」をもつてして言うことが出来る。

以上より、「当事者双方の責めに帰することができない事由」によるものといえる。

4. よって、Bの再反論が認められる結果、BのAに対する上記請求は認められる。

[設問2] (1)

①のDの発言は正しが。

1. 本件の場合、EはDに対して、丙工場の所有権に基づく妨害排除請求権としての甲収去丙明渡請求をしている。

これに対して、①でのDの発言は、甲の所有権は未だAに帰属しており、自身は収去義務を負わないというものである。

これについては、AD間の契約で取り決められている内容をもとに妥当性を判断する。

2. 本件では、契約②により、Aの代金債務が完済するまで、甲の所有権はDに留保されている。これは、Aの代金支払いについて実行性を確保するためであり、Dによる一種の担保を求める行為といえる。

もっとも、甲については、その代金を完済せずとも、すでにAのもとへ引渡しが行われていた。そうすると、甲について、事実上支配して、占有しているのはAである。

そうにとれば、本件契約においては、Aに甲の完全な所有権は帰属しておきずとも、Aが甲を使用できる以上、Dは担保権者の地位にいて、Dを抵当権者と同視する

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

ことが可能といえる。その為、妨害排除請求権の死手
が抵当権者であるとするのは、尋常ではなく、通常は抵当権
設定者側であると解される。

3. したがって、自身が収去義務を負わなければならない。Dの①の主張は正當である。

[設問2]②

①のDの発言は正當か。

1. ①の主張は、Dは本来甲の喪失についての登録をしないが、Eに対しては、この喪失を對抗できるものである。

これを検討するに、道路運送車両法5条は、得喪については、登録を受けなければ、第三者に對抗できないとしている。

この「第三者」の意義が問題となる。同条は法的地位の安定性を獲得しようとする規定と解すれば、「第三者」とは、法的な利害関係を有する者で、権利の得喪につき主張を助ける正当な利益を有する者のことをいう。

そうすると、本件では、Eは甲につき、土地上で放棄を受けざる者であるが、Dとの関係では法的な利害関係を有しているといえる。

したがって、Eは「第三者」には当たらず、Dは得喪の登録をせざるも、對抗することができると思われる。

2. ここで、土地の所有者が、建物の旧所有者に対して、収去土地明渡請求をした際に、当該旧所有者は、所有権は喪失しているといえども、登記簿上を本来有している以上、土地所有

1 所からの当該請求を免れる立場にはないとした判例が存在
2 する。

3 もつと、当該事案は、収去の対象が建物であり、収去が困難
4 な対象物である。そして、建物は当該工地上に固定かつ永
5 続的に存在するものでもある。そうすると、土地所有者を救済
6 するべく、旧所有者に対する請求を否認されることと事案である。

7 一方、本件では、甲は収去が比較的容易な動産であり、土
8 地所有者の保護を重要視する必要性には欠ける。したがって、
9 同判例の射程は、本件においては及ばない。

10 3. 以上より、①のDの発言は正當である。

11 [設問3]

12 1. まず、Gは本件借入債務をいくらの割合で、Cから承継
13 しているかが問題となる。この承継割合の算定については、
14 本件遺言を解釈のもと判断する。

15 2. 本件遺言は、Cが有する定期預金について、その相続
16 分を決める内容となっている。そうすると、この遺言は、特定財
17 産承継遺言(1014条2項)として、「相続させる遺言」とはして
18 いる。さらに、定期預金については、民法909条の2から分かる
19 ように1つの債権として存在し、当然には分割帰属はされ
20 ず、遺産分割の対象となる。

21 そうだとすれば、本件遺言は、遺産分割方法の指定(908条
22 1項)であると解することができる。

23 3. もつと、本件遺言内において、H^{への}廃除の意思には、

1 変わり)がはいてしていいことが、Hへの廃除の取消し(894条2
2 項,893条)をうけるものではいい。

3 したがって、相続人はFとGでありと解される。

4 4. それ、FとGは通常であれば、900条4項により、等しい
5 割合で相続するところ、本件遺言では相続分の指定がはいて
6 いると解するこれができる。

7 したがって、本件遺言は相続分の指定(902条1項)なる性質
8 を有し、FとGの相続割合を2対1と定めるものと言える。

9 10 11 したがって、本件の場合、300万円の債務のうち、Fは200万円、
12 Gは100万円を承継していいこととする。

13 5. 以上より、FはGに対して、事務管理を行ったとして、
14 100万円の請求(902条1項)をうけることができる。

15 以上

(
第

問
)